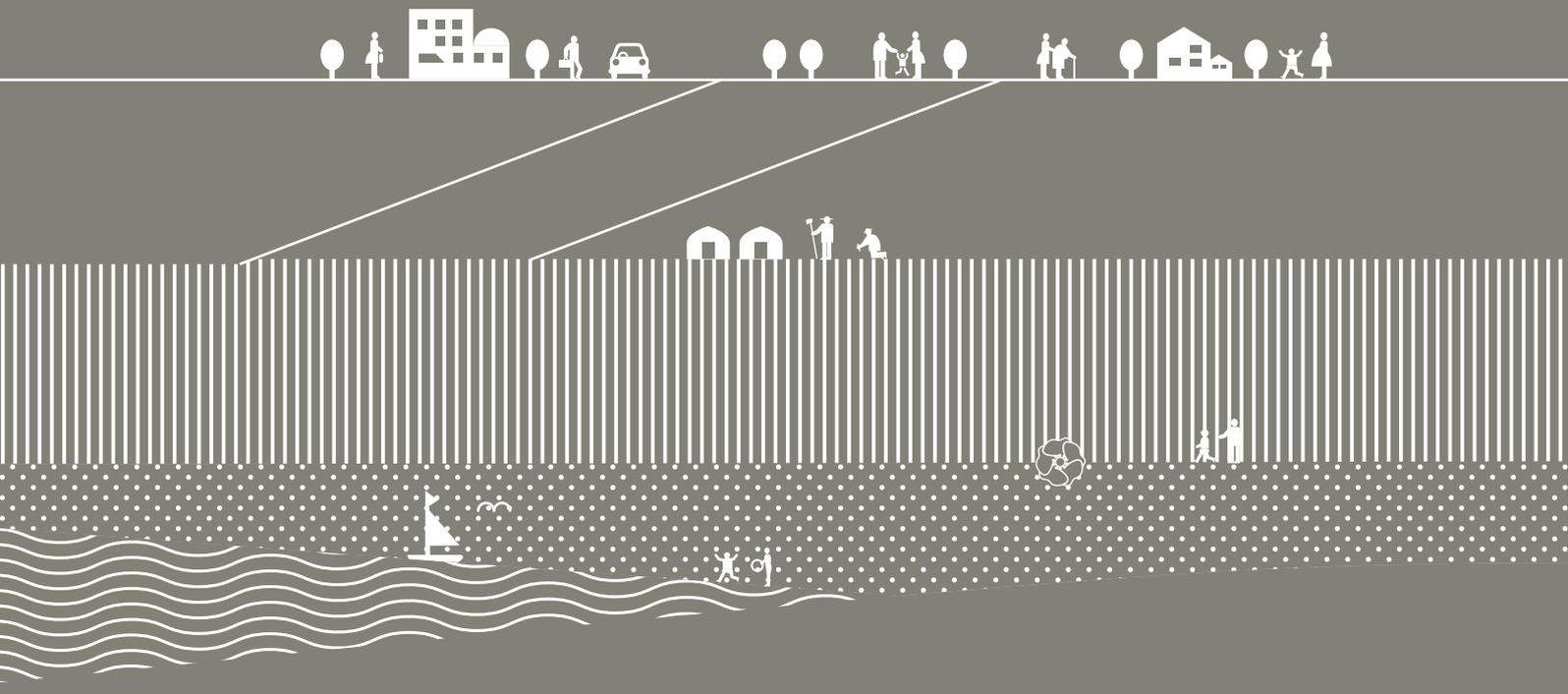


資料編





(調整用白紙)



1.1 区域図

1.1.1 区域図

区域図を下記に示します。

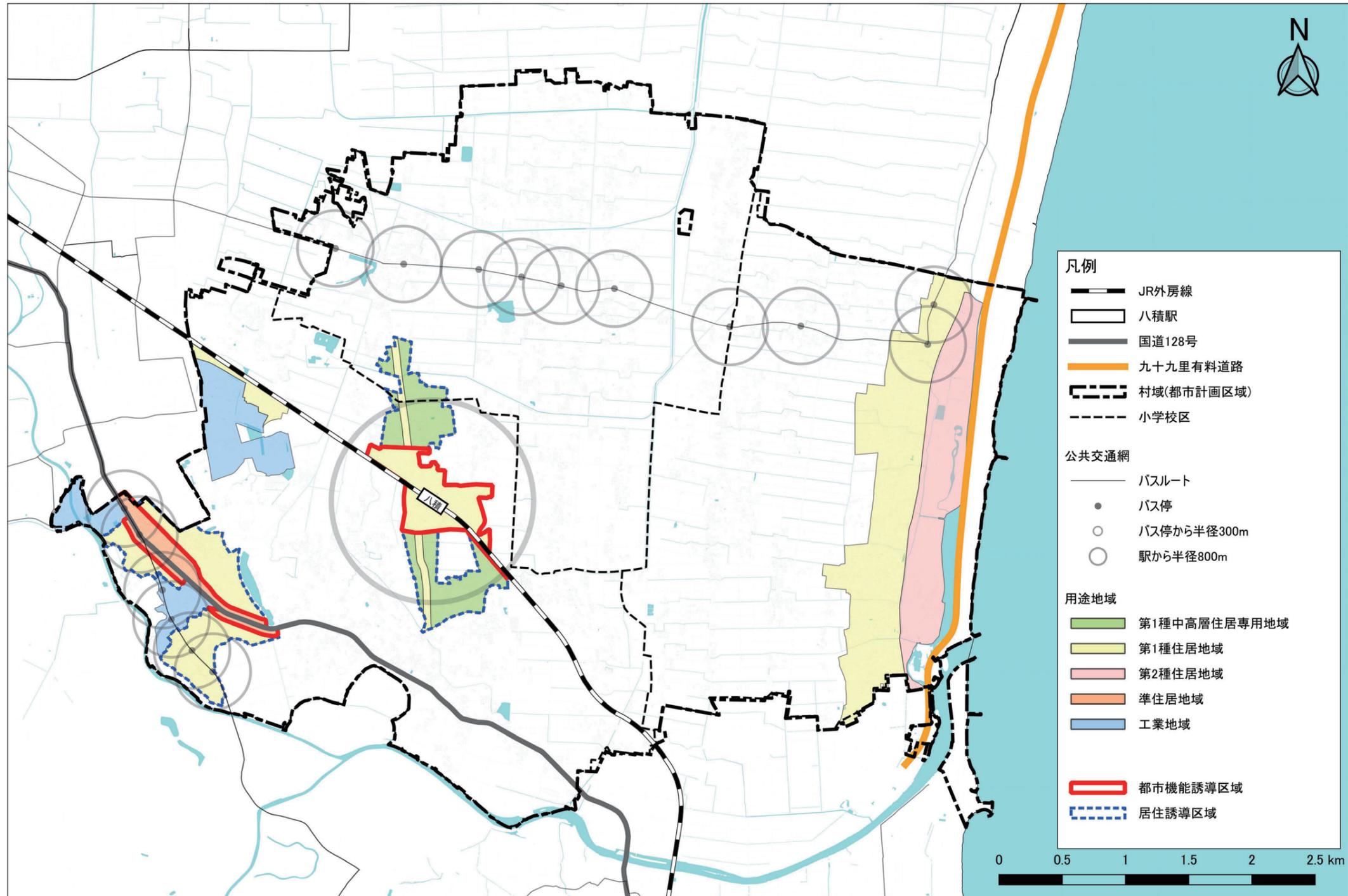


図 1-1 : 区域図

出典:国土数値情報「用途地域データ」を基に作成



(調整用白紙)

1.2 過去の災害

1.2.1 これまでに起きた災害

これまでに起きた災害を下記に整理します。

(1) 地震災害

は、本村に大きな被害をもたらした記録がある災害

発生年月日	発生地域	地震の規模	被害状況
慶長9(1618)年	房総半島東方沖(慶長地震)	M7.9	・山崩れ、津波により死者多数 ※2
延宝5(1677)年11月4日	磐城・常陸・安房・上総、下総(延宝地震)	M8.0	・房総沿岸に大津波。隣接する一宮町東浪見での津波高は6.0~7.5mとされている。 ・東浪見で倒家50戸、水死者97名など ※1 ・磐城から房総にかけて津波。房総で溺死者246余名、家屋倒壊223戸余り ※2
元禄16(1703)年12月31日	房総沖(元禄地震)	M7.9~8.2 最大深度6	・長生村に津波が来襲。死者845名。 ・九十九里南部が津波で壊滅状態。津波痕跡は、御宿8m、勝浦7m、鴨川6.5m、千倉9.2m、館山市相浜で11~12m、保田で6.5mなど ※1 ・地震の揺れと津波により甚大な被害。県南部を中心に死者6,534名、家屋全壊9,610戸 ※2
享和元(1801)年5月27日	上総	不明	・久留里城内で堀などの破損が多く、民家も多く壊れた。 ※2
大正12(1923)年9月1日	(関東大震災)	M7.9 最大震度6	・館山市布良付近での津波高4.5m ※1 ・県内死者・行方不明者1,342名、住家全壊31,186戸、住家消失647戸、住家流出埋没71戸 ※2 ・本村沿岸では津波は観測されていない ※3
昭和62(1987)年12月7日	千葉県東方沖	M6.7 最大震度5	・本村では、重傷1名、軽傷1名、文教施設6箇所、住家の一部損壊2,280戸、非住家の一部損壊17戸、道路損壊17箇所、排水路損壊4km等の被害を受ける。
平成17(2005)年7月23日	千葉県北西部	M6.0	・県内で負傷者8名、家屋の一部損壊3戸の被害 ※1
平成23(2011)年3月11日	三陸沖(東北地方太平洋沖地震)	M9.0 最大震度6弱	・平成24年3月1日現在、県内死者20名(うち津波による死者14名(旭市13名、山武市1名))行方不明者2名(津波による)、負傷者251名。建物全壊798戸、半壊9,923戸、一部損壊46,828戸、建物火災15件、床上浸水154戸、床下浸水722戸 ※1

※1:千葉県地域防災計画(平成24年度修正)より

※2:文部科学省地震調査研究推進本部「日本の地震活動」第2版(平成21年3月)より

※3:長生村地域防災計画(令和4年3月修正)より

出典:長生村地域防災計画(平成26年修正(平成26年2月))



(2) 浸水被害

① 二級河川一宮水系一宮川

発生年月	起因	降水量(mm)※	被害状況
昭和45年7月	豪雨	時間最大42mm 累計205mm	浸水面積913ha、 床上浸水113戸、床下浸水180戸 金田地区で堤防が決壊*
昭和46年9月	台風25号	時間最大59mm 累計306mm	浸水面積391ha、 床上浸水214戸、床下浸水197戸
昭和47年12月	豪雨	時間最大63mm 累計186mm	浸水面積480ha、 床上浸水75戸、床下浸水484戸
平成元年8月	台風12号	時間最大38mm 累計238mm	浸水面積614ha、 床上浸水758戸、床下浸水1,702戸
平成7年8月	台風12号	時間最大33mm 累計320mm	浸水面積254ha、 床下浸水457戸
平成8年9月★	台風17号	時間最大43mm 累計307mm	浸水面積1,260ha、 床上浸水1,118戸、床下浸水1,476戸 堤防の決壊や越水が発生、金田地区及び信友地区の一部に避難指示が出された*
平成16年10月*	台風22号*	累計252mm (長生地域整備センター(茂原市))*	本村では、県道飯岡一宮線沿いの広範囲で浸水被害発生* 床上浸水約10戸、床下浸水約60戸* 一宮川が河口部で波浪により溢水*
平成25年10月	台風26号	時間最大34mm 累計289mm	浸水面積687ha、 床上浸水568戸、床下浸水658戸
令和元年10月	豪雨	時間最大40mm 累計257mm	浸水面積1,762ha、 床上浸水2,225戸、床下浸水1,371戸 七井土地区で越水による浸水被害が発生*

※降水量は流域平均値 出典：二級河川一宮川水系 河川整備計画【令和2年12月 千葉県】
* 出典：長生村地域防災計画(令和4年3月修正)

②二級河川南白亀川水系内谷川

発生年月	起因	降水量(mm)※	被害状況
昭和54年10月 5～10日	台風18号と 豪雨	時間最大11mm 累計71mm	浸水面積121.20ha、 床下浸水120戸
昭和57年9月 10～13日	豪雨と 台風18号	時間最大24mm 累計176mm	浸水面積70.60ha、 床下浸水50戸
昭和61年8月 2～10日	台風10号と 豪雨	時間最大33mm 累計253mm	浸水面積72.06ha、 床上浸水10戸、床下浸水38戸
平成元年7月 24日～8月7日	豪雨	時間最大29mm 累計296mm	浸水面積3.73ha、 床上浸水3戸、床下浸水270戸
平成3年9月 7日～10日	台風15号	時間最大48mm 累計133mm	浸水面積19.74ha、 床上浸水6戸、床下浸水38戸
平成7年9月 15～17日	台風12号	時間最大27mm 累計305mm	浸水面積2.62ha、 床上浸水1戸、床下浸水16戸
平成8年7月 5～11日	梅雨前線 豪雨と 台風5号	時間最大24mm 累計337mm	浸水面積23.00ha、 床上浸水2戸、床下浸水78戸
平成8年9月 21～23日★	台風17号	時間最大31mm 累計236mm	浸水面積479.00ha、 床上浸水8戸、床下浸水50戸
平成11年10月 27～28日	豪雨	時間最大60mm 累計166mm	浸水面積0.04ha、 床上浸水1戸、床下浸水4戸
平成12年7月 7～8日	台風3号	時間最大33mm 累計191mm	浸水面積0.03ha、 床下浸水2戸
平成16年10月 8～9日	台風22号と 豪雨	時間最大34mm 累計256mm	浸水面積0.21ha、 床上浸水2戸、床下浸水22戸
平成17年8月 25～26日	台風11号	時間最大26mm 累計215mm	浸水面積1.00ha、 床上浸水1戸
平成25年10月 15～17日	台風26号	時間最大30mm 累計272mm	浸水面積1.28ha、 床下浸水19戸

※降水量は茂原観測所雨量 出典：二級河川南白亀川水系 河川整備計画
【令和元年12月 千葉県】

★平成8年9月の台風17号の通過に伴う大雨では、本村内で、床上浸水11戸(八積小学校区のみ)、床下浸水49戸(八積小学校区・高根小学校区・一松小学校区)の被害が発生した。

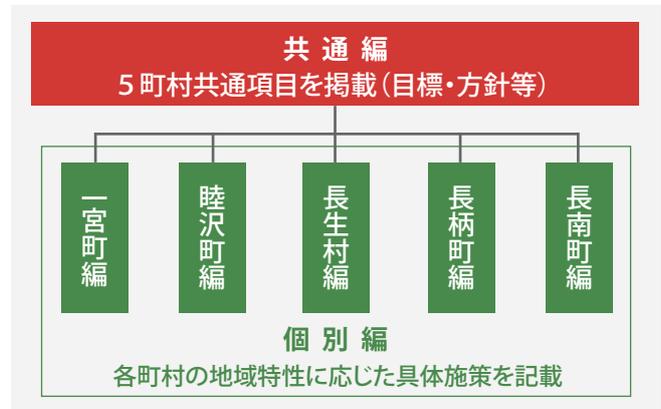


■ 1.2.2 防災に関する既存計画などの概要

(1) 国土強靱化地域合同計画【2021年3月】

2013年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が公布・施行されたことに伴い、千葉県においては、「千葉県国土強靱化地域計画(計画期間2017～2021年)」が策定されました。さらに、2019年には、令和元年房総半島台風、令和元年東日本台風により風水害に見舞われ、長生郡内の5町村(一宮町、睦沢町、長生村、長柄町、長南町)においても、大きな被害・影響をもたらし、事前の防災対策、災害発生前後における関係機関と連携した災害対応の重要性等が教訓となりました。

そこで、長生郡内の5町村では、茂原市と白子町を含めた長生郡市内7市町村において、長生郡市広域市町村圏組合をはじめとした広域行政による連携という強みを生かして、連携・相互補完による地域全体の防災力向上に資するため、県や国、関係機関等との連携のもと、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となる本計画を合同で策定しました。



■本計画の構成(他計画との関係)

①計画の推進期間

2021年度から2030年度までの10年間

※概ね5年毎に計画の見直しを行う。

※個別編は、具体施策の推進状況を踏まえて、各町村が必要な時期に計画の見直しを行う。

②基本的な考え方

○基本目標

いかなる災害等が発生しようとも、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な地域社会を構築するために、次の4項目を基本目標として、「国土強靱化」(ナショナル・レジリエンス)を推進する。

- ①人命の保護が最大限図られること
- ②地域及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③住民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④迅速な復旧復興

○事前に備えるべき目標

基本目標を実現するために、大規模自然災害など起きてはならない最悪の事態の時間軸(発生直後、応急対応、復旧・復興)を考慮しながら、次に示す8つの事前に備えるべき目標を定めた。これらの目標は、基本計画及び県地域計画と整合したものとなっている。

- ①直接死を最大限防ぐ。
- ②救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する。
- ③必要不可欠な行政機能は確保する。
- ④必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する。
- ⑤経済活動を機能不全に陥らせない。
- ⑥ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早急に復旧させる。
- ⑦制御不能な複合災害・二次災害を発生させない。
- ⑧社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する。

○基本的な方針

国土強靱化の理念を踏まえて、大規模自然災害等に備えた国土強靱化について、次の①～

④の方針に基づいて推進する。

①国土強靱化の取組姿勢

- ・地域において強靱性を損なう本質的原因を様々な側面から明らかにし、長期的な視点を持って計画的に対策を推進する。
- ・地域社会が有する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化する。



②適切な対策の組み合わせ

- ・ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進する。
- ・自助、共助、公助を適切に組み合わせ、官と民が適切に連携及び役割分担して取り組む。
- ・非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫する。

③効率的な施策の推進

- ・人口の減少、気候変動、社会資本の老朽化等の社会の変化等を踏まえて施策の重点化を図り、効率的かつ継続的に施策を推進する。
- ・国、県の施策、既存の社会資本、民間資金等の活用を図る。

④地域特性を踏まえた施策の推進

- ・各市町村が有する地域特性や実情を踏まえた施策の推進を図る。
- ・長生郡市内7市町村(茂原市、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町)における広域連携の経験を活かし、さらなる連携強化につながる取組を推進する。
- ・人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、強靱化を推進する担い手の育成及び適切に活動できる環境整備に努める。
- ・人口の減少や少子高齢化の社会において、多様な主体者(女性、高齢者、子供、障がい者、外国人等)に配慮した施策を推進する。

(2) 長生村地域防災計画(令和4年3月修正)

災害対策基本法第42条第1項の規定により、本村における地震・津波災害や風水害等に関する予防計画、応急計画及び復旧計画等をあらかじめ定め、本村及び防災関係機関が有効に機能することにより、災害から住民の生命、身体及び財産を保護することを目的に定められた計画です。

本計画は、平成21年及び平成26年に修正されたが、その後の大規模災害での教訓を踏まえた、防災関連法令の改正や上位計画の修正等との整合を図り、本村の防災体制及び災害対策をより実効性の高いものとするべく、令和4年に計画が修正されました。

①地震・津波対策 災害予防計画

○防災意識の向上

- ・防災教育では、村及び各防災関係機関は、防災に関する教育の普及促進を図る。
- ・過去の災害教訓の伝承では、災害に関する資料等を住民に閲覧できるよう公開する。
- ・防災広報の充実では、村及び各防災関係機関は、防災広報の充実に努める。
- ・自主防災体制の強化では、自主防災組織の設置や活動の活性化の促進や、事業継続計画の策定について、普及啓発と取組の促進を図る。
- ・地区防災計画では、村は、地区防災計画の策定を支援し、計画的な防災活動を推進する。
- ・調査・研究について、防災関係機関との防災計画にかかわる情報交換や、防災に関する専門的調査・研究等の実施により、村防災計画の修正や防災教育等に活用する。

○津波災害予防対策

- ・津波広報、教育、訓練計画では、行政・住民の取組による津波に関する知識の啓発及び防災意識の向上、防災教育の推進、津波防災訓練の実施を推進する。
- ・津波避難対策では、住民への津波避難マップの周知、津波避難体制の確率、津波情報伝達体制の確立を推進する。
- ・津波防護施設等の整備については、海岸保全施設及び河川堤防の整備、防災施設等の運用体制の確立、津波避難場所等の指定・整備を推進する。

○災害予防・防災等都市防災の推進

- ・防災空間の整備・拡大に向け、都市公園等の公園緑地の整備、道路の改良や未整備の都市計画道の整備等、幹線道路の整備を推進する。

○耐震化・液状化対策の推進

- ・建物等の対策では、既存建物や教育施設の耐震化、家具の転倒防止等の建築設備等の耐震化対策の推進、建築防災体制の整備、液状化対策の普及を推進する。
- ・ライフライン施設の対策では、上下水道施設の耐震化、給水拠点の整備、電力や都市ガス施設の耐震化を推進する。
- ・道路、河川・海岸等の対策では、災害に強い道路整備や、鉄道の耐震化、耐震対策や液状化対策を考慮した堤防等の整備を推進する。



○要配慮者等の安全確保のための体制整備

- ・安全確保のための体制整備として、避難行動要支援者や要配慮者全般の支援体制の整備、社会福祉施設等の体制の整備を推進する。

○情報通信体制の整備

- ・情報通信体制の整備に向け、防災無線等の情報通信施設の整備、非常通信体制の充実強化を図る。

○防災関連施設の整備

- ・防災関連施設の整備に向け、避難施設の指定・整備、防災拠点の機能継続に向けた準備、ヘリコプター臨時離着陸場の確保・運用方法の検討を推進する。

②風水害対策 災害予防計画

○水害の予防対策

- ・治水事業では、治水安全度向上のための河川整備、雨水排水施設の整備、治水流域を推進する。
- ・浸水危険地区の周知では、水害リスクの把握を行い、洪水ハザードマップの周知、要配慮者利用施設避難計画の作成・訓練を行う。
- ・農地の水害予防では、排水路の点検、整備、維持等の指導を行う。
- ・道路の水害予防では、管理道路の側溝の設置・点検等を行う。

○高潮災害予防対策

- ・海岸保全では、高潮等による海岸の浸食等を予防するため、「千葉東沿岸海岸保全基本計画」による海岸保全施設の整備等を推進する。
- ・訓練・広報では、関係機関合同の高潮警報等伝達訓練を実施、警戒区域の指定を行う。

○風害の予防対策

- ・台風・竜巻等に関する知識の普及啓発に向け、気象情報の確認の啓発や、身を守るための知識の普及等を推進する。

1.3 届出書の様式

■ 1.3.1 届出書の様式

「7.3 届出制度(126ページ)」に該当する行為を行う場合の届出書を整理します。

(1) 居住誘導区域外で一定規模以上の住宅などの整備をする場合

区 分	届 出 書	添 付 資 料
開発行為の場合	様式第10	<ul style="list-style-type: none">・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面(縮尺1,000分の1以上)・設計図(縮尺100分の1以上)・その他参考となるべき事項を記載した図書
建築等行為の場合	様式第11	<ul style="list-style-type: none">・敷地内における住宅等の位置を表示する図面(縮尺100分の1以上)・住宅等の2面以上の立面図及び各階平面図(縮尺50分の1以上)・その他参考となる事項を記載した図書
届出内容を変更する場合	様式第12	<ul style="list-style-type: none">・上記と同様

(2) 都市機能誘導区域外で本計画における誘導施設の整備をする場合

区 分	届 出 書	添 付 資 料
開発行為の場合	様式第18	<ul style="list-style-type: none">・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面(縮尺1,000分の1以上)・設計図(縮尺100分の1以上)・その他参考となるべき事項を記載した図書
建築等行為の場合	様式第19	<ul style="list-style-type: none">・敷地内における住宅等の位置を表示する図面(縮尺100分の1以上)・住宅等の2面以上の立面図及び各階平面図(縮尺50分の1以上)・その他参考となる事項を記載した図書
届出内容を変更する場合	様式第20	<ul style="list-style-type: none">・上記と同様



(3) 都市機能誘導区域内で本計画における誘導施設の休廃止をする場合

区 分	届出書	添 付 資 料
休廃止の場合	様式第21	・なし

様式第 10（都市再生特別措置法施行規則第 35 条第 1 項第 1 号関係）

開 発 行 為 届 出 書

都市再生特別措置法第 88 条第 1 項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

年 月 日

長生村長 様

届出者 住 所
氏 名
連絡先

開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称（所在番地）	長生村
	2 開発区域の面積	平方メートル
	3 住宅等の用途	
	4 工事の着手予定年月日	年 月 日
	5 工事の完了予定年月日	年 月 日
	6 その他必要な事項	

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

（添付書類）

- ・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面（縮尺 1/1,000 以上）
- ・設計図（縮尺 1/100 以上）
- ・その他参考となるべき事項を記載した図書



様式第 11（都市再生特別措置法施行規則第 35 条第 1 項第 2 号関係）

住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為の届出書

<p>都市再生特別措置法第 88 条第 1 項の規定に基づき、</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="font-size: 3em; margin-right: 10px;">{</div> <div style="text-align: center; padding: 0 10px;"> <p>住宅等の新築</p> <p>建築物を改築して住宅等とする行為</p> <p>建築物の用途を変更して住宅等とする行為</p> </div> <div style="font-size: 3em; margin-left: 10px;">}</div> </div> <p>について、下記により届け出ます。</p> <p style="text-align: right; margin-top: 20px;">年 月 日</p> <p style="margin-top: 20px;">長生村長 様</p> <p style="text-align: right; margin-top: 20px;">届出者 住所 氏名 連絡先</p>		
1 住宅等を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積	所在地 地目 面積	長生村 平方メートル
2 新築しようとする住宅等又は改築若しくは用途の変更後の住宅等の用途		
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途		
4 その他必要な事項	<p>【工事着工予定日】 年 月 日</p> <p>【工事完了予定日】 年 月 日</p> <p>【住宅戸数】 戸</p>	

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

(添付書類)

- ・敷地内における住宅等の位置を表示する図面（縮尺 1/100 以上）
- ・住宅等の二面以上の立面図、各階平面図（縮尺 1/50 以上）
- ・その他参考となるべき事項を記載した図書

様式第 12（都市再生特別措置法施行規則第 38 条第 1 項関係）

行為の変更届出書

年 月 日

長生村長 様

届出者 住 所
氏 名
連絡先

都市再生特別措置法第 88 条第 2 項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

- 1 当初の届出年月日： 年 月 日
- 2 変更の内容：
- 3 変更部分に係る行為の着手予定日： 年 月 日
- 4 変更部分に係る行為の完了予定日： 年 月 日

- 注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
 - 3 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

（添付書類）

【開発行為の変更の場合】

- ・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面（縮尺 1/1,000 以上）
- ・設計図（縮尺 1/100 以上）
- ・その他参考となるべき事項を記載した図書

【建築等行為の変更の場合】

- ・敷地内における住宅等の位置を表示する図面（縮尺 1/100 以上）
- ・住宅等の二面以上の立面図、各階平面図（縮尺 1/50 以上）
- ・その他参考となるべき事項を記載した図書



様式第 18（都市再生特別措置法施行規則第 52 条第 1 項第 1 号関係）

開 発 行 為 届 出 書

<p>都市再生特別措置法第 108 条第 1 項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。</p>		
<p>長生村長 様</p>		<p>年 月 日</p>
<p>届出者 住 所 氏 名 連絡先</p>		
開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称（所在番地）	長生村
	2 開発区域の面積	平方メートル
	3 建築物の用途	
	4 工事の着手予定年月日	年 月 日
	5 工事の完了予定年月日	年 月 日
	6 その他必要な事項	

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

（添付書類）

- ・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面（縮尺 1/1,000 以上）
- ・設計図（縮尺 1/100 以上）
- ・その他参考となるべき事項を記載した図書

様式第 19（都市再生特別措置法施行規則第 52 条第 1 項第 2 号関係）

誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

<p>都市再生特別措置法第 108 条第 1 項の規定に基づき、</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="font-size: 3em; margin-right: 10px;">}</div> <div style="text-align: center;"> <p>誘導施設を有する建築物の新築</p> <p>建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為</p> <p>建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為</p> </div> </div> <p>について、下記により届け出ます。</p> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">年 月 日</p> <p>長生村長 様</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">届出者 住所 氏名 連絡先</p>		
1 建築物を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積	所在地	長生村
	地目	
	面積	平方メートル
2 新築しようとする建築物又は改築若しくは用途の変更後の建築物の用途		
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途		
4 その他必要な事項	【工事着工予定日】	年 月 日
	【工事完了予定日】	年 月 日

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

(添付書類)

- ・敷地内における建築物の位置を表示する図面（縮尺 1/100 以上）
- ・建築物の二面以上の立面図、各階平面図（縮尺 1/50 以上）
- ・その他参考となるべき事項を記載した図書

資料編



様式第 20（都市再生特別措置法施行規則第 55 条第 1 項関係）

行為の変更届出書

年 月 日

長生村長 様

届出者 住 所
氏 名
連絡先

都市再生特別措置法第 108 条第 2 項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

- 1 当初の届出年月日： 年 月 日
- 2 変更の内容：
- 3 変更部分に係る行為の着手予定日： 年 月 日
- 4 変更部分に係る行為の完了予定日： 年 月 日

- 注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
 - 3 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

（添付書類）

【開発行為の場合】

- ・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面（縮尺 1/1,000 以上）
- ・設計図（縮尺 1/100 以上）
- ・その他参考となるべき事項を記載した図書

【建築等行為の場合】

- ・敷地内における建築物の位置を表示する図面（縮尺 1/100 以上）
- ・建築物の二面以上の立面図、各階平面図（縮尺 1/50 以上）
- ・その他参考となるべき事項を記載した図書

様式第 21（都市再生特別措置法施行規則第 55 条の 2 関係）

誘導施設の休廃止届出書

年 月 日

長生村長 様

届出者 住 所
氏 名
連絡先

都市再生特別措置法第 108 条の 2 第 1 項の規定に基づき、誘導施設の（休止・廃止）について、下記により届け出ます。

記

1 休止（廃止）しようとする誘導施設の名称、用途及び所在地

【名 称】

【用 途】

【所在地】

2 休止（廃止）しようとする年月日

年 月 日

3 休止しようとする場合にあっては、その期間

年 月 日 ～ 年 月 日

4 休止（廃止）に伴う措置

（1）休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がある場合、予定される当該建築物の用途

（2）休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がない場合、当該建築物の存置に関する事項

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載してください。

2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

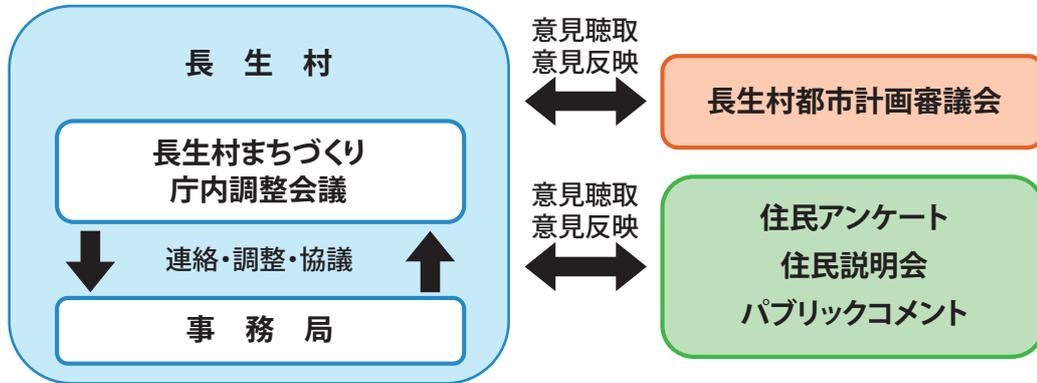
3 4（2）欄には、当該建築物を存置する予定がある場合は存置のために必要な管理その他の事項について、当該建築物を存置する予定がない場合は当該建築物の除却の予定時期その他の事項について記入してください。



1.4 策定体制、策定経過

■ 1.4.1 立地適正化計画の策定体制

立地適正化計画の策定体制を下記に整理します。



■ 1.4.2 立地適正化計画策定の経緯

立地適正化計画策定の経緯を下記にまとめます。

開催日	取組内容	議題等
令和4年度		
8月4日	令和4年度 第1回 長生村まちづくり庁内調整会議	委員長及び副委員長の選出、長生村立地適正化計画の策定について
10月14日	立地適正化計画策定に係る 住民アンケート実施	1,200票配布、回答期間2週間
10月31日	令和4年度 第2回 長生村まちづくり庁内調整会議	現状、将来見通しと課題、まちづくりの方針、目指すべき都市の骨格構造について
12月26日	第14期 第1回 長生村都市計画審議会	会長の選出、職務代理者の指名 立地適正化計画の策定(報告)
2月1日	令和4年度 第3回 長生村まちづくり庁内調整会議	住民アンケートの結果、居住誘導・都市機能誘導の考え方、防災指針策定について
3月20日	第14期 第2回 長生村都市計画審議会	立地適正化計画の策定について (報告)

開催日	取組内容	議題等
令和5年度		
5月30日	令和5年度第1回 長生村まちづくり庁内調整会議	居住誘導区域、都市機能誘導区域、 誘導施策について
7月5日	第14期第3回 長生村都市計画審議会(書面表決)	居住誘導区域、都市機能誘導区域に ついて(報告)
8月1日	令和5年度第2回 長生村まちづくり庁内調整会議	防災指針、誘導施策について
9月7日	令和5年度第3回 長生村まちづくり庁内調整会議	防災指針、誘導施策、目標値及び評価 指標について
9月28日	第14期第4回 長生村都市計画審議会	誘導施策、防災指針、目標値及び評価 指標の素案について(報告)
11月14日	令和5年度第4回 長生村まちづくり庁内調整会議	計画書の素案について
11月27日	第14期第5回 長生村都市計画審議会	計画書の素案について(報告)
1月15日 ～ 2月14日	パブリックコメント	計画書の案について
1月21日	住民説明会	計画書の案について
2月15日	令和5年度第5回 長生村まちづくり庁内調整会議	計画書の案について
2月29日	第14期第6回 長生村都市計画審議会	諮問・答申
令和6年度		
7月1日	長生村立地適正化計画の公表	



■ 1.4.3 長生村まちづくり庁内調整会議

長生村まちづくり庁内調整会議の委員名簿、及び設置規程について下記にまとめます。

(1) 委員名簿

番号	課等名	職名	氏名	備考
1	総務課	主査	河野 真治	
2	企画財政課	課長補佐	木島 政人	
3	福祉課	係長	和田 貴正	
4	健康推進課	課長補佐	井下田 明宏	
5	産業課	課長補佐	田中 千歳	
6	まちづくり課	課長補佐	江澤 卓哉	
7	下水環境課	係長	野口 佳孝	
8	子ども教育課	課長補佐 課長補佐	小高 幸久 石川 知典	(令和4年度) (令和5年度)
9	生涯学習課	係長 主査	木島 重久 串形 清	(令和4年度) (令和5年度)

(2) 長生村まちづくり庁内調整会議設置規程

(設置)

第1条 長生村の将来にわたって持続可能なまちづくりを総合的かつ一体的に推進するために必要な調整を図るため、長生村まちづくり庁内調整会議（以下「庁内調整会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 庁内調整会議は、次の事項を所掌する。

- (1) まちづくりの全体構想及び地域別構想に関すること。
- (2) その他まちづくりに資する施策の調整に関すること。

(組織)

第3条 庁内調整会議は、総務課、企画財政課、福祉課、健康推進課、産業課、まちづくり課、下水環境課、子ども教育課及び生涯学習課の職員をもつて組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 庁内調整会議に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、庁内調整会議を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 庁内調整会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 委員長は、必要に応じ、委員以外の者に対して会議に出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 庁内調整会議の庶務は、まちづくり課において処理する。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、庁内調整会議の運営に関し必要な事項は、委員長が庁内調整会議に諮つて定める。

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則（平成28年6月13日訓令第7号）

この訓令は、平成28年7月1日から施行する。

附 則（平成30年3月13日訓令第2号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年2月27日訓令第1号）

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。



■ 1.4.4 長生村都市計画審議会

長生村都市計画審議会の委員名簿、及び条例について下記にまとめます。

(1) 委員名簿

区 分	氏 名	備 考
1号委員 (学識経験のある者)	井下田 哲男 田中 陽一	職務代理者 (令和5年7月19日まで) (令和5年7月24日から)
	井桁 正昭	会長
	大野 敏夫	
	根本 美奈子	
2号委員 (村議会の議員)	小倉 利一	
	東間 永次 関 克也	(令和5年6月30日まで) (令和5年7月1日から)
	阿井 市郎	
	芝崎 正信	
3号委員 (千葉県職員)	森川 陽一	長生土木事務所長
	中嶋 浩之	長生農業事務所長
4号委員 (住民の代表者)	嶋田 三恵子	

(2) 長生村都市計画審議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条の2第1項の規定により、長生村都市計画審議会（以下「審議会」という。）を設置し、同条第3項の規定により、組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(組織等)

第2条 審議会は、次に掲げる者につき、村長が任命する委員をもつて組織する。

- (1) 学識経験のある者 4人以内
- (2) 村議会の議員 4人以内
- (3) 関係行政機関の職員又は千葉県の職員 3人以内
- (4) 住民の代表者 1人以内

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、非常勤とする。

(臨時委員及び専門委員)

第3条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

3 臨時委員及び専門委員は、村長が任命する。

4 臨時委員は当該特別の事項に関する調査審議が終了したとき、専門委員は当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

5 臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、第2条第1項第1号に掲げる者につき任命された委員のうちから委員の選挙によつてこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長が欠けたとき、又は事故あるときは、第2条第1項第1号に掲げる者につき任命された委員のうちから会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会長は、会議の開催の3日前までに会議の議案を委員及び当該議案に関係のある臨時委員に通知しなければならない。ただし、特に会長が急施を要すると認めた議案については、この限りでない。

3 会議は、委員及び議案に関係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。



- 4 会議の議事は、出席した委員及び議案に関係のある臨時委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 第2条第1項第3号に掲げる者につき任命された委員に事故があるときは、当該行政機関におけるその者の職務を代理又は補佐する者に代理させることができる。
(庶務)

第6条 審議会の庶務は、都市計画の所掌課において処理する。

(雑則)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月10日条例第11号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。